

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月28日(水)～2月2日(月) (土、日を除きます。)	葛西区民館	江戸川区中葛西3-10-1	【受付】 9:30～12:00 13:00～15:00 【相談】 9:30～12:00 13:00～16:00
2月3日(火)～2月5日(木)	タワーホール船堀	江戸川区船堀4-1-1	
2月6日(金)～2月9日(月) (土、日を除きます。)	東葛西コミュニティ会館	江戸川区東葛西8-22-1	
2月10日(火)～2月13日(金) (祝日を除きます。)	清新町コミュニティ会館	江戸川区清新町1-2-2	

«対象となる方»

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 2 給与所得または年金所得、若しくはその両方がある方

«対象とならない方»

- 1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方など)
- 2 贈与税・相続税に関する相談のある方

«オンラインによる事前申込をお願いします!»

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込みは、令和8年1月9日(金)から可能となります。詳細につきましては、下段のURLをクリックしてください。
- 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

«留意事項»

- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、江戸川南税務署に直接お持ちいただかず、郵送でご提出ください。
なお、申告書等を郵送で提出される場合の宛先は、東京国税局業務センターとなりますのでご注意ください。
【宛先】〒110-8655 東京都台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎 東京国税局業務センター

《オンラインによる事前申込は、以下のURLをクリックしてください》

https://coubic.com/edogawa-szei/booking_pages#pageContent